

# 倉敷市PTA連合会表彰規程

(目的)

**第1条** この規程は、規約第2条に定める園児・児童・生徒の福祉の増進と、PTA活動の発展に貢献した者を表彰することについて必要な事項を定める。

(表彰の対象)

**第2条** 被表彰者は、倉敷市及び早島町の幼稚園・認定こども園園児、小学校児童、中学校生徒、並びに単位PTA及び単位PTA会員とする。

(表彰の条件)

**第3条** 表彰対象者は、次の条件に該当するものとする。

- 1 発明、創意工夫、研究等につき特に実績の顕著なもの
- 2 人命救助その他特に善行のあったもの
- 3 単位PTAで会長又は副会長若しくは同等の役職を通算して3年以上務め、かつ単位PTAの運営に関し、特に実績の顕著なもの
- 4 市P連会長が、特に必要があると認めたもの

(申請)

**第4条** 表彰の手続きは、単位PTAで前条の基準の該当者がいる場合は、民主的に審査を行い、別に定める表彰申請書にて、これを市P連に申請する。

(審査)

**第5条** 審査は、市P連常任委員会でこれを行う。

(表彰)

**第6条** 表彰は、表彰状を単位PTAに贈って、これを行う。

(表彰記録)

**第7条** 市P連は、この表彰に関する帳簿を備え、かつ保管する。

(改正)

**第8条** 本規程の改廃は、総務部会の議を経て常任委員会で決定し、総会で報告する。

**附則**

この規程は、令和3年6月11日より施行する。